

笠間市議会議会運営委員会記録

令和6年5月23日 午前10時00分開会

出席委員

委員長	西山	猛	君
副委員長	益子	康子	君
委員	内桶	克之	君
〃	田村	幸子	君
〃	石井	栄	君
〃	畑岡	洋二	君
〃	石松	俊雄	君
〃	大貫	千尋	君
議長	大関	久義	君

欠席委員

なし

出席説明員

総務部長 後藤弘樹君

出席議会事務局職員

議会事務局長	山田	正巳
議会事務局次長	堀内	恵美子
次長補佐	鶴田	貴子
係長	神長	利久
係長	上馬	健介

議事日程

令和6年5月23日（木曜日）

午前10時00分開会

- 1 開会
- 2 案件
 - (1) 令和6年第2回笠間市議会定例会について
 - (2) 委員会提出議案について

(3) 議会基本条例制定に伴う各会派からの意見の検討

(4) その他

午前10時00分開会

○西山委員長 それでは皆さんおはようございます。

議会運営委員会委員の皆様並びに議長におかれましては、お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は、令和6年第2回笠間市議会定例会の提出議案、会期日程及び議案等の取扱いについて、これを御協議いただきたくお集まりいただきました次第でございます。

○西山委員長 それでは会議に入ります。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員以外に議長、総務部長、議会事務局より局長、次長、次長補佐、係長が出席しております。

本日の会議の記録は、書記を次長補佐をお願いいたします。

○西山委員長 それでは、会議に先立ち、議長より御挨拶をいただきたいと思っております。

議長、よろしく申し上げます。

○大関議長 皆さんおはようございます。一昨日は、全員協議会、大変御苦労さまでした。協議会の後、ハラスメントの講習ということで、廣瀬先生を迎えて講習会を開き、熱心に講習を受けられました。ありがとうございます。

そして、また、本日は、1週間後に開会されます第2回6月の定例議会の内容について、皆さんに協議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

以上です。

○西山委員長 ありがとうございます。議長は同席ですか。

○大関議長 はい。

○西山委員長 それでは、これより協議事項に入ります。

(1) 令和6年第2回笠間市議会定例会についてを議題といたします。

最初に、①令和6年第2回笠間市議会定例会の招集告示についてであります。資料のとおり、本日招集告示がされたところであり。

次に、②提出議案等について、総務部長より説明を願います。

総務部長後藤弘樹君。

○後藤総務部長 令和6年第2回定例会には、資料のとおり、諸般の報告1件、内容は11件に分かれております。報告が2件、諮問1件、議案14件、合わせて18提案を予定させていただきます。

それぞれの内容について、概要を説明させていただきます。

提案の1、1番目から6番目、令和5年度一般会計、水道事業会計、下水道事業会計の継続費の通次繰越と一般会計の繰越明許費、水道事業会計の事故繰越、下水道事業会計の予算の繰越しの報告でございます。

提案1、7番目から10番目につきましては、経営状況の公表についてでございます。こちら、笠間市開発公社、笠間市農業公社、笠間工芸の丘株式会社、株式会社道の駅笠間の経営状況につきまして、地方自治法の規定に基づき報告をするものでございます。

提案1の11番目でございます。専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解することについては、令和6年2月20日に、笠間市旭町地内におきまして、店舗駐車場から相手車両が出てきた際、道路を走行していた職員の運転する公用車の左側後部に接触し、車両が損傷したものの損害賠償の額と和解でございます。責任の割合としましては、市が20%、相手側が80%、賠償額が2万1,228円となっている案件でございます。

提案の2、報告、専決処分の承認を求めることについてでございます。令和5年度一般会計補正予算（第9号）につきまして、市民・法人税割額の増、各交付金、地方交付税の確定や企業立地促進基金への基金の積み増しにより予算措置が必要なため、3億9,188万1,000円を追加する補正予算を3月29日に専決処分をしたものの報告でございます。

続きまして、提案の3、報告、専決処分の承認を求めることにつきましては、笠間市税条例の一部を改正する条例でございまして、能登半島地震災害に関わる雑損控除の特例措置と、いわゆる定額減税の1人当たり4万円の減税のうち、個人住民税本人1万円と配偶者と扶養親族1人につき1万円を特別に減税する規定についての条例改正を3月31日付で専決処分をしたものでございます。

提案の4、諮問、審査請求に関する諮問についてでございます。こちらは、下水道課が下水道使用料を請求した処分につきまして審査請求があり、そちらの裁決に当たりまして、審査請求を棄却することについて、地方自治法第229条第2項の規定により議会に諮問するものでございます。棄却しようとする理由といたしましては、処分庁が事務処理を行うに当たっては、より慎重かつ丁寧な対応が必要であったと考えられるが、これらの事務処理に重大な瑕疵があったとは言えず、それらをもって本件を取り消すまでの理由となるものではないという採決の案につきまして、議会に諮問をするものでございます。

提案の5、議案、笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることにつきましては、教育長が任期満了を迎えることに伴い、再任について同意を求めるものでございます。

提案の6、議案、笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることにつきましては、委員が任期満了を迎えることに伴い、再任について同意を求めるものでございます。

提案の7、議案、笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることにつきましては、委員が任期満了を迎えることに伴い、新たな委員の任命について同意を求めるものでございます。

提案の8から10の議案、笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることにつきましては、委員が任期満了を迎えることに伴い、新たな委員の選任及び再任の同意を求めるものでございます。

提案の11の議案、笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令等の改正に伴いまして、国民健康保険税、後期高齢者における課税限度額を現行の22万円から24万円、また5割軽減基準と2割軽減基準の所得判定基準の改正を行うものでございます。

提案の12の議案、笠間市における太陽光発電設備設置事業と住環境と調和に関する条例の一部を改正する条例につきましては、太陽光発電事業におきまして、地域との協定書の締結と管理状況等の報告の義務化についての改正を行うものでございます。

提案の13の議案、笠間市福祉更生事業基金条例を廃止する条例につきましては、社会福祉事業の着実な推進を図ることを目的といたしまして、主に地域福祉センターともべの施設整備及び修繕費用を財源として充当してまいりましたが、基金の財源がなくなり、初期の目的を達成したため本条例を廃止するものでございます。

提案の14の議案、市道路線の認定につきましては、道路法の規定により7路線の市道路線の認定について議会の議決を求めるもので、道路改良に伴うものが1件、開発行為に伴うものが6件でございます。

提案の15の議案、動産購入契約の締結につきましては、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に規定する額を超えるため議会の議決を求めるものでございまして、消防団消防ポンプ自動車を購入するための動産購入でございます。予定額が2,288万円、相手方が株式会社モリタ東京支店となっております。

提案16、議案、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議につきましては、地方自治法の規定によりまして議会の議決を求めるものでございまして、規約の一部改正、被保険者証に伴う市町村が行う事務の整理、また、共通経費負担金の算定基礎基準の変更が主なものとなっております。

提案の17の議案、令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）、また、提案18の令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在編成中でありまして、予算の補正の議案を提出させていただきたいと考えております。

また、諸般の報告におきまして、現在交通事故による示談が開会前までにまとまる予定でございまして、約25万円程度の損害賠償の額となる予定でございまして、こちら、予定どおり示談となりましたときには、諸般の報告に1件追加をお願いしたいというふうに考えております。

また、一般財団法人笠間市開発公社の経営状況、こちらが29日に評議会が行われること、また、農業公社の経営状況につきましても28日に評議会が行われるということで、そちらで正式に決定しましたら、議案のほうはタブレットのほうに上げさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○西山委員長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。

この件につきまして質疑等があればいただきたいと思います。

石松委員。

○石松俊雄委員 諮問の件についてなのですが、審査請求に関する諮問を議会にされるということなのですが、なぜ議会にされるのか、その議会に諮問される理由について教えてください。

○西山委員長 総務部長、答弁。

○後藤総務部長 行政不服審査制度の中で、使用料の審査請求であることから、地方自治法229条の第2項の規定によりまして、こちらは議会の意見を求めるため諮問するとされておりますので、今回諮問をさせていただきたいと考えております。

○西山委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 地方自治法で、もうこの件については議会に諮問するしかないということが規定されているということで、ほかに行政不服審査会では駄目だということなのでしょうか。

○西山委員長 総務部長、答弁。

○後藤総務部長 自治法のほうで、使用料でありますとかその料金に関わる部分につきましては、議会のほうの諮問ということで決定がなされております。

○西山委員長 いいですか。

ほかにありませんか。

大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員 私たちのタブレットには、日程9とか10と書いてあるのですがけれども、総務部長の発言は提案として言っているのですがけれども、どちらが正しいのですか。

○西山委員長 総務部長。

○後藤総務部長 申し訳ございません。タブレットの資料02の提出予定議案一覧というところで説明をさせていただいております。

○西山委員長 よろしいですか。

石井委員。

○石井 栄委員 総務課の案件となっておりますけれども、内容を見ますと、下水道課も関わっていますし、これに関しては、どういうふうな。

○西山委員長 これは、別個に後で出ますので、意見ください。

ほかになれば、これで御了承いただきたいと思ひます。

次に③会期日程（案）について事務局より説明を願ひます。

事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 それでは、タブレット資料03会期日程（案）を御覧いただきたいと思ひます。

会期日程につきましては、5月30日から6月13日までの15日間の会期で、前回の議会運営委員会や全員協議会でお示しをし、承認をいただいております。

初日の一般質問通告の締切りは5月30日の正午、議案質疑通告の締切りは同日午後5時まで、討論通告締切りは6月11日正午までとなります。

また、6月3日、本会議終了後、議会運営委員会を開催し、一般質問の取扱いについて御協議をお願いいたします。

説明は以上です。

○西山委員長 説明が終わりました。

この件につきましては、先月の全員協議会で報告し、了承を得ているところでありますが、改めてお諮りいたします。

会期日程（案）につきまして、このとおりに決したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 ありがとうございます。御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、ただいま決定いたしました会期日程（案）につきましては、第2回定例会において委員会から報告いたしますので、よろしくお願ひいたします。

次に、④議案等の取扱いについて、事務局より説明を願ひます。

事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 資料の04を御覧ください。議案等の取扱いについて御説明をさせていただきます。

日程第1、会議録署名議員の指名についてですが、今回は、議席番号17番西山議員と18番石松議員が今定例会中の会議録署名議員となります。

日程第2、会期の決定でございます。

日程第3、諸般の報告は、先ほど総務部長より説明がありました11件の報告でございます。

次に、日程第4、委員会提出議案第3号の笠間市議会規則の読点の表記を改める規則につきましては、西山委員長から提案理由の説明を行い、質疑、討論の後、採決を行う即決でお願いをしたいと思います。

次に、資料が変わりまして、05即決議案一覧表を御覧ください。

日程第5の報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度笠間市一般会計補正予算（第9号））及び報告第5号の専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）についてにつきましては、即決議案となります。

恐れ入ります。もう一度04の資料にお戻りください。

議事日程第1号になります。

日程第6、諮問第3号 審査請求に関する諮問についてにつきましては、行政不服審査の審査庁である総務課からの議会に対する諮問となるため、総務課からの提案となります。付託する常任委員会につきましては、委員会条例により総務課の所管である総務企画委員会とする案としておりますが、内容として下水道使用料に関することでもあるため、建設産業委員会とも考えられることから、その点について本日御協議をお願いできればと思います。

次に、日程第7から第10までは即決議案となります。

日程第7の議案第42号 笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて、日程第8、議案第43号の笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて、日程第9、議案第44号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて、日程第10、議案第45号から議案第47号の笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて、以上6件については即決をお願いするものでございます。

次に、日程第11、議案第48号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから、日程第17、議案第55号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、5月30日に提出議案の説明を行い、06の資料になりますが、議事日程第2号のとおり、質疑を受けた後、07の議案付託区分表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をされます。

説明は以上です。

○西山委員長 説明が終わりました。

諮問第3号について、付託委員会は総務企画委員会とするか、あるいは建設産業委員会とするかということで、皆さんの御意見をいただきたいと思っております。先ほどの説明のとおりなのですが。

石井委員どうぞ。

○石井 栄委員 それではお伺いしたいのですけれども、総務企画の範囲と下水道の関係が二つ重なってしまっていて、制度的な問題として総務企画委員会というのは分かるのですが、下水道の関係は、仮に総務委員会でなったときに、どういうふうな関わりをするということになるのでしょうか。

○西山委員長 総務部長。

○後藤総務部長 私どものほうで、総務課のほうで審査庁といたしまして今回提案をさせていただいております。その下水道課の処理した内容についての詳細ということであれば、

私どものほうで説明をして足りないというような場合には、担当課も同席させていただいて、御説明をさせていただくことは可能かなというふうに考えております。

○西山委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そういうことであれば、関わりがかなりありますので、その席に、当初から出席していただいて、それで話を進めていくということであれば分かる部分があるのですけれども、後から議論の中で呼ぶということでは事足りない場合が考えられると思うのですが、その辺もう一度確認したいのですけれども。

○西山委員長 暫時休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時28分再開

○西山委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

改めまして、石松委員から、意見をいただきたいと思います。先ほどのをまとめていただければなと思っています。委員会の件。

石松委員、どうぞ。

○石松俊雄委員 今回の諮問の内容は、行政が行った処理内容が瑕疵があったのかどうかということだと思います。そうすると、その使用料の問題だけではなくて、下水道課自体のやってきたことが妥当だったのかどうかという判断をしなければなりません。そうすると、その所管は総務企画委員会ではなくて建設産業委員会の所管になりますので、今回の場合は、使用料の問題と所管が総務課ということもありますので、総務企画委員会と建設産業委員会の連合審査にしたほうがいいのではないかなと思います。

○西山委員長 御意見いただきました。この件について、皆さんから意見がなければ、よろしいですか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 合同で結果が出た場合、意見をつけるのでしょうか、ちゃんと。今後そういうことがないようにという意味で。それなら了解です、意見をつけるという。

○西山委員長 当委員会には、建設産業委員会委員長もおりますし、そのようなことで御理解していただいて。

それでは、本件諮問第3号については、付託委員会を総務企画委員会及び建設産業委員会の2委員会の連合審査という形を取りますので、そちらに付託ということで、皆さんに御了承いただきたいと思います。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 分かりました。

それでは、次に、清掃施設整備等調査特別委員会の中間報告につきまして、これにつきまして……。

大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員 教育長の再任の問題なのだけれども、私は、教育長が、お酒が好きなのか病気なのかは分からないのですけれども、本会議中に真っ赤な顔をしているときがあるのですよ。

○西山委員長 暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時34分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

改めまして、清掃施設整備等調査特別委員会の中間報告につきましては、会期中に行うことと決しておりますが、一昨日の特別委員会の中でありましたとおり、最終日の日程に組み込むということでした承をいただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 ありがとうございます。

そのほかに何かあれば。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 それではお諮りいたします。

議案等の取扱いについては、ただいまの説明のとおりと決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、請願・陳情について、事務局より説明を願います。

事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 資料は08-1になります。請願・陳情について御説明をさせていただきます。

今回1件の陳情が提出をされております。

陳情第6-1号のガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情につきましては、郵送による提出でございまして、申合せ145条により、委員会へは付託せず、議長預かりとなると思われま。

説明は以上です。

○西山委員長 説明が終わりました。

この件について御質疑等ありましたら、挙手によりお願いいたします。

石松委員、どうぞ。

○石松俊雄委員 陳情の取扱いについては、このとおりでいいかなというふうに思うのですが、内容についてなのですからけれども、意見書の提出を求めるという陳情にはなっているのですけれども、ガザの問題は、茨城県議会でも決議は出ているのです。私はできれば、こういう時期でもありますし、今、大事な時期にも来ているので、合意が取れるのであれば、笠間市議会としても、県議会並みの内容であれば、会派問わず、党派問わず、合意ができると思うので、それをどこかで考えるということにはできないのかなと、特にこの陳情を見て思うのですけれども、どうでしょう。

○西山委員長 いかがでしょうか、皆さん。

石井委員。

○石井 栄委員 手続上は今事務局が言ったようになるかと思うのですけれども、この内容から見て、重大な案件ですので、今、御発言があったような対応ができないかなと私はこれを見て思っていたのですけれども、検討できないものでしょうか。

以上です。

○西山委員長 ほかにありませんか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 私は、石松委員と石井委員の発言に賛同します。時代背景を考えたときにね。

○西山委員長 それでは、この件については、きちっと、議長預かりではなくて。

畑岡委員。

○畑岡洋二委員 多分、今の話は、私が理解したのは、陳情に対しての意見書という形ではなくて、議会として時世を考えれば、同じ内容というか、議会としての意見としての意見書を出すべきだろうということだと私は理解して、だったら私は同意するし、その陳情に対してこれの特例をつくってしまうと、それはちょっと話が違ってしまうのでというふうに理解したのです。

○西山委員長 ごめんなさい、私の誤解でした。

石松委員。

○石松俊雄委員 意見書と決議は違うのですけれども、私は、県議会が上げたように、意見書ではなくて決議のほうがいいのではないかなということで御意見申し上げました。

○西山委員長 分かりました。

それでは、決議、議会として、笠間市議会としての決議をこの第2回定例会の中で行うということによろしいですか。議会運営委員会の中で決することによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 では、そのようにしたいと思います。よろしく願いいたします。

それと、先ほどの2委員会の合同についてなのですが、これは日程がちょっと変わってきてしまうと思いますので、どのようにしたらいいか、皆さんにちょっとお諮りしたいと思います。

案として、常任委員会の中での審議だったので、1委員会の中の審議だったので、これが合同ということになりますと変わってきますが、これについてどうでしょうか。

大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員 同じ日にちに委員会をやってもらって、その案件だけは合同という形だとスムーズではないですか。全部が全部一緒ではないから。委員会の日程を合わせてもらって。

○西山委員長 今現在は、1、2、3と3日取って、3委員会で3日取っていますので、同じ日というのかぶりませんから、片方に寄せるか、その1回だけ。

石松委員、どうぞ。

○石松俊雄委員 できれば、建設産業委員会の日に、大変総務企画委員会の皆さんには申し訳ないのですが、その日の建設産業委員会が終わった後、連合審査の時間を設けていただけの一番いいかなと思います。

○西山委員長 御意見出ました。どうでしょうか。建設産業委員会、常任委員会の後に、案件が終わり次第、審議が終わり次第、その後、ただいまの2委員会の合同の委員会を。

石井委員。

○石井 栄委員 審査議案の多さからいうと、今回総務企画委員会に上げられているのは三つですよ、議案というのは。そうすると、建設産業というのは幾つ上がっているのか。

○西山委員長 暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時47分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中にお話が出ました常任委員会の初日のさらに通常の常任委員会の前に開催するというので、合同の審議を行うということで、皆さんの御了承をいただければ、そのようにしたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 それでは、面倒でも建設産業委員会委員長がおりますので、よろしく各委員にお願いいたします。

ほかになければ。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 それでは局長どうぞ。

○山田議会事務局長 今回の定例会の審議内容の最後になりますけれども、今回本会議に先立ちまして、全国市議会議長会及び茨城県市議会議長会から、議員15年表彰をお受けになられました大関議長に対しまして表彰状が贈られておりますので、本会議の前に伝達を行いたいと思っております。

授与に当たりましては、議長に対するものなので、副議長、内桶副議長から、お願いしたいと思っておりますので、そういうことで、お含みおきをお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○西山委員長 よろしく申し上げます。

○山田議会事務局長 25年です。失礼しました。申し訳ありません。

○西山委員長 部長のほうからありませんか。

○後藤総務部長 ございません。

○西山委員長 それでは、なければ。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 なければ、執行部退席申し上げます。

〔執行部退席〕

○西山委員長 執行部退席しました。

内桶委員。

○内桶克之委員 議会運営委員会の資料の中に、SNSの運用方針とか、そういうものが、会派からの意見とか並べ替えとかあるのですが、これは審議はなしということですか。

○西山委員長 暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時51分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○西山委員長 次に、委員会提出議案についてですが、第2回定例会において当委員会から議案を提出いたしますが、改めて事務局から内容について説明をさせます。よろしくお願いいたします。

○堀内議会事務局次長 資料の09を御覧いただきたいと思います。

委員会提出議案第3号 笠間市議会規則の読点の表記を改める規則についてでございます。

第1回定例会におきまして、国の公用文及び社会一般の文書における読点表記の実態に鑑み、笠間市条例の読点の表記をカンマ表記から点表記に改める条例が可決されました。

これを受けまして、笠間市議会の規則につきましても、同様に表記を改めるものでございまして、議会運営委員会からの提出議案となります。

以上でございます。

○西山委員長 説明が終わりました。

この件につきまして、質疑等ございましたら、挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 ありがとうございます。それでは、お諮りいたします。

委員会提出議案については、ただいまの説明のとおり、第2回定例会に提出したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 ありがとうございます。

○西山委員長 次に、(3)に入ります。

現在、当委員会を中心に進めている議会基本条例制定に伴う各会派からの意見の検討ですが、4月19日の全員協議会で、⑥休日議会、議会報告会、⑦の政策立案・提言について、議会運営委員会委員以外の皆様から御意見を伺いました。いただいた御意見を基に項目ごとに協議をしたいと思っております。

初めに、休日議会についてですが、賛成少数という状況でありました。御意見としては、本会議については、インターネットにより配信を行っていることや、先行して実施していた議会で現在は継続されていないという状況であります。

この件について、皆様方の御意見よろしくお願いいたします。

どうでしょうか。説明のとおりなのですが。

意見の中には1回やってみるべきだという意見もあったのですが、時代背景とかを見ますと、こういう意見に集約されました。

皆さんの御意見、改めて。

なければ、いいですか。意見というか、これでまとめてしまったので、行わない。

大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員 説明受けたのかもしれないのですが、ちょっと私の記憶にないのですが、全国でやっているところはありますか。

○西山委員長 前回、資料等でありましたが、今現在やっているところはどこでしたか。

入っていましたね。県内ではないです。市町村ではないです。

○大貫千尋委員 分かりました。

○西山委員長 この件につきましては、休日議会につきましては2名の議員がやってみるべきだ、検証したいというようなことだったのですが、ほかの議員につきましては、時代背景みたいなことです。これは、このような状況でよろしいですか。休日議会は行わない。

大貫委員。

○大貫千尋委員 行わないということではなくて、検討の過程にしておく。時代背景でやれる状況であれば、茨城県で笠間市が初めてやるということ。

○畑岡洋二委員 初めてではないのですよ、やっているのです。それはこの前説明があって、初めてではないのですよ。

○大貫千尋委員 やったところないと。

○内桶克之委員 今はやっているところはないよということです。

○西山委員長 説明のとおりなのですが、やっていただけども、今はやっているところはないです。

○大貫千尋委員 せっかく少数意見もあるのですから、やらないという決定の話ではなくて、表現をよく考えてください。

○西山委員長 休日議会につきましては、検討を加えていくということで、現在は行わないということを決めたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、議会報告会であります。この件については、賛成と反対がほぼ半数という状況でありました。主な御意見としては、1回試してみたらよいのではないかと、ただし議会全体で行うのは難しいのではないかと、会派などのグループで行ってはどうか。これに対して、既に会派で行っているという意見もありました。

一方、議会全体としては、議会だよりが発行されているため必要はないのではないかと、個別に市民からの意見を聴取しているため必要はないといった御意見もいただきました。

この件についてはいかがでしょうか。

内桶委員。

○内桶克之委員 議会として報告会という感じで、この前は言っていたのですけれども、会派はまた別なので、議会としてどういうふうにも市民の意見をもらって、政策提言に絞っていくかという過程の中では私は必要だと思うので、やり方はどうあれ、やるべきだと私は考えられると思います。

○西山委員長 やるべきという御意見がありました。

いかがでしょうか。

石松委員。

○石松俊雄委員 議会報告会とか休日議会とか、いろいろなやり方があると思うのですけれども、要するに、この後の課題、議題のほうに出てくるのですが、笠間市議会として、いわゆる政策提言みたいなものができるようになるというのが、私はそういう体制とか、仕組みをつくるというのが必要ではないかなと思うのです。その仕組みをつくる過程の中で、市民と議会と双方向に意見交換をする場というのは必要だと思うのです。その場が議会報告会でいくのか、あるいはもうSNSでいくのか、それとも議会だよりを使って議会だよりに対する感想をもらうとか、そういうことでもいいのか、いろいろな方法がある

と思うのです。その方法の一つの手段として議会報告会というのがあるわけであって、議会報告会をやるのがいいのかやらないのがいいのかというよりも、政策調整をして、政策提言ができるような仕組み、体制をどうつくるかという議論をどこかでしたほうがいいのではないかと。その議論の過程の中で議会報告会についてはどう取り扱っていくかというような議論の仕方にしないと、議会報告会だけを取り上げて議論は、ちょっと私も意見が言いづらいのです。すみません。

○西山委員長 おっしゃるとおり、全てリンクしますから、これが駄目、これはいいということではないというのが正しいかもしれませんね。どうしましょう。

内桶委員。

○内桶克之委員 この前、定数等については委員会の特別委員会できたのですけれども、この7番、提案の中の7番で言っている政策提言とか、議会等の意見、市民等の意見の反映とか政策提言まで持っていくというところで行くと、その手法だと思うのですよ。先ほど石松委員が言ったように。ですから、この7番の政策立案・提言までをどうするかの中に入れ込んで、皆さんからの意見というか、それは議会運営委員会の中での議論を経て、全員協議会にかけるという形で審議していけば私はいいと思うのですけれども、だから、その過程の中でどういうふうに市民の意見を聴取するのかということにあるので、それはやっぱり制度というか、仕組みの中に入れていくということで審議していけばいいと思います。

ですから、提言していくのだということが、最終的には政策立案・提言というのがあるので、その過程の中でということで、一連に考えていくということでいいと思います。

以上です。

○西山委員長 ほかに。

田村委員、どうぞ。

○田村幸子委員 政策提言まで本当に持っていくということを前提として考えたならば、やはり各委員会ごとにそれぞれテーマが絞れるかなと思うので、せっかく常任委員会があるので、常任委員会ごとにテーマを決めて、そういう機会を設けることができれば政策提言まで持っていけるのかなという。全体的にやると、なかなかまとまりづらい部分とかがあるかなと思いますので、まとめやすいということを考えたら、会派であるとかも含めて、やはりこういったまとまりの中でやっていくのも一つの案なのかなと思っております。

○西山委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 常任委員会ごとというのもありますけれども、最終的には、会派はそれぞれ政策で一致した集まりがあるから、最終的にはどこかで会派間の調整を取らなければいけないのではないかなというのは、これは私の意見ですけれども、そういう意見を持っているのですが、この政策立案システムを一度、研修も行くというのもあるので、議会運営委員会としてやっているところ、2か所ぐらい行ってから議論しませんか。2か所を見

て、体験して議論しないと、何かばらばらなままよりは、何かそういうほうが良いような気がするのですが、いかがでしょうか。

○西山委員長 今、御意見出ましたが、先進事例というか、現在進行形のものをきちっと身につけて、その上での議論が必要ではないか、不可欠ではないかということなのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 それでは、ただいま石松委員からも出ましたが、研修を伴って、今回のこの件については議論していくということで進めていきたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 ありがとうございます。では、そのようにいたします。

次に、⑧になりますが、SNSによる情報発信についてですが、4月30日開催の広報委員会で運用方針について御協議いただきましたので、この件につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

次長、説明。

○堀内議会事務局次長 資料は11になります。

4月30日開催の広報委員会におきまして、笠間市議会公式SNSの運用方針について御協議をいただきましたので、結果を御報告いたします。

SNSの運用方針につきましては、ベースとして、笠間市の公式LINEの運用方針を基にいたしまして作成をいたしました。内容を御説明させていただきます。

初めに、前文としまして、笠間市議会では、市民に開かれ、市民に情報が伝わる議会運営を目指すため、笠間市議会公式SNSアカウント（以下「当アカウント」）を開設し、情報発信を行いますと記載しております。

1番といたしまして、管理者は笠間市議会、2番といたしまして、運用者は笠間市議会の議会事務局としております。

3番といたしましては、アカウントの情報を記載してございます。

4番といたしまして、発信する情報として、こちらは広報委員会のほうで御協議をいただいた本会議や委員会等、または議会だよりに関する事、そのほか市議会からのお知らせとしております。

運用時間といたしましては、平日の午前8時半から午後5時15分といたしております。

6番といたしまして、利用方法や友達登録についてという内容で、URLとQRコードを記載いたしまして、メッセージの確認や個別の返信については行わないことを記載してございます。

7番として、禁止事項を定めております。誹謗中傷であるとか個人情報の開示など、利用者の禁止事項を定めております。

大きな8番、知的財産権についてでございますが、(1)として掲載している情報に関する知的財産権は笠間市議会に帰属すること、(2)には、私的使用のための複製や引用、無断転載などを禁じる内容を記載しております。

9番といたしまして、免責事項になります。本アカウントの利用により生じたトラブルや損害について一切の責任を負わないことなどを記載しております。

ただいま御説明をいたしました運用方針の内容でよろしいかどうか、皆様にお諮りをいたしまして、決定した内容につきましては、この後、全員協議会において、広報委員会の委員長より協議結果として御報告をいただきまして、その後、事務局のほうで準備を行った上、運用のほうを開始していきたいと考えております。

説明は以上です。

○西山委員長 説明が終わりました。

この件について御意見ありましたらお願いいたします。

石松委員、どうぞ。

○石松俊雄委員 8番、知的財産権の(2)がちょっと気になるのです。どういう場合がオーケーで、どういう場合が駄目なのかというのがちょっとよく分からないのですけれども、これだと、LINEの転送機能を使う場合はいいけれども、ほかは駄目というような理解でいいのでしょうか。

○西山委員長 次長どうですか。

次長。

○堀内議会事務局次長 すみません、この部分について、市の広報の担当のほうにちょっと確認をさせていただきたいと思います。申し訳ありません。

○西山委員長 宿題でいいですか。

○堀内議会事務局次長 持ち帰らせていただきます。

すみません、全員協議会までに整理をして、御報告できるように整理させていただきたいと思います。申し訳ございません。

○西山委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 今、石松委員のほうから出て、きっとこれ、今の生活の中で、紙ベースにしても何にしても、役所から聞きましたよと、それを誰かに伝える伝言だつたりというのが多分ここで言う転送、そこに改編をすると、それはその人の意図が入るから別物で、そういうことは全然オーケーですよというふうに理解するのかなと。その辺も含めて、確認をよろしく願いいたします。

○西山委員長 次長。

○堀内議会事務局次長 確認した上、御説明できるようにさせていただきます。

○西山委員長 なければ。では、その点、2点確認をしていただいて、この内容でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 ありがとうございます。

○西山委員長 そのほかありますか。

どうぞ、石松委員。

○石松俊雄委員 ハラスメントの研修をやったのですけれども、その後ちょっと継続していただきたいということなのですから、具体的にはどういうことかということ、私も質問したのですけれども、こういうのがハラスメントだよというのは、あのときの先生の回答では職員もハラスメント研修をやるから、そういうところに参加するというのも一つの手なのではということ言われていたのですけれども、こういうのが今の時代はハラスメントになるのだよというのは、もっと知らないといけないなというふうに思うのと、もう一つ物すごく気になっているのは、ハラスメントハラスメントですよ。何でもハラスメントと言われてしまうと、議員だから発言とか主張とかできなくなってしまうというのがあるので、その辺の基準をもうちょっと我々が情報を身につける場、そういう機会をひとつ持っていただきたいというのが一つと、もう一つは、研修を受けた内容に基づいて、条例がいいのかガイドラインがいいのか、その辺の判断は必要だとは思いますが、ガイドラインか条例に結びつけて、それは執行部とは別です、議会だけのガイドラインなり条例なりの作成という方向に持っていけないかなというふうには思うのですが、もし、できるのであれば、議運の中でそういうものを進めていただきたいかなというお願いです。

○西山委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 私も同意見で、議会側、議員側が、どういうものがハラスメントというのは、やっぱりガイドラインをきっちりつくっておいて、それを認識して行動するというのが大事だと思うのです。その上で、条例化というのは、また別に議会としてハラスメント防止をするのだということの条例化なので、私は両方必要だと思っているので、それを議会運営委員会での審議を経てやったほうがいいのではないかと私は思います。

○西山委員長 石井委員。

○石井 栄委員 この前の研修会で、基本的なことは皆さん分かったと思うのですが、やはりもう少し具体的に、どこがどういうふうの問題になるのかというようなことも明らかにしていくことはやっぱり必要だと思うのです。

私は、性善説の立場で今まで来ましたが、みんな同じだと思うのですよ。それぞれ思いが少しずつ違っている部分もあると思うのですけれども、やはり客観的なところをもう少し詰めて全体の合意にすれば、これから問題も少なくなるのではないかなと思うのです。

その上で、条例か何かは別にして、こういうことが問題に当たるのだということを書き記したりして、常にそういうのを見ながら、議会の活動に当たっていけるようになると、気持ちよい議会活動ができるのかなというふうに思っています。

以上です。

○西山委員長 田村委員、意見どうぞ。

○田村幸子委員 同じような意見になってしまうかと思いますが、条例をつくることも大事だとは思いますが、今回の研修で事例とかを勉強させていただきましたが、結構極端な例になっているかなと思うのです。でも、もっと身近に細々と事例というのはあると思いますので、やはり事例をもっと勉強させていただきながら、また、意見交換などもしていく、どういうときに注意をしなければいけないとか、心構えであるとか抑止力になるような方法を皆さんと共有をして、ガイドラインはすごく大事かなと思いますので、ぜひ進めていただけたらと思います。

○西山委員長 畑岡委員、どうぞ。

○畑岡洋二委員 ここまで来ると、私も一言言っておいたほうがいいのかなと。それはあれで、ハラスメントの話は、10年前、20年前は、そういうハラスメントという概念はなかったよというのがあるから、多分、今後も、今日いいと思ったものが数年後には違うよということもあるから、まさしくこれは定期的に、それは議会改革というか、活性化というか、そういう中で多分ずっとやらなくてはいけない話なのでしょうねというのは思ったわけですよ。

要するに常識というのは生き物なので、そういうものを意図しながら、ガイドラインを見直すとかということを含めて、そういうことを議会改革の中に多分落とし込んで、定期的にやれるようにするのが、きっと今後のためにもいいのかなと思います。よろしくお願いたします。

○西山委員長 それでは、議会運営委員会、当委員会として、継続的に取り上げていって、必要とあれば、それなりの措置を行う、対応していくと。勉強会をしながらということ、全員協議会であれしながら、発表しながらというか、報告しながらということ、主体になって進めていくと。皆さんの御意見をいただきながら進めていくということよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 ありがとうございます。

○西山委員長 では、事務局から。

○堀内議会事務局次長 それでは、資料の12番になるのですが、4月30日開催の広報委員会におきまして、議会だよりに関する事で、議会運営委員会の御意見を伺って検

討すべきではないかという件がございましたので、私のほうから報告をさせていただきます。

この1ページ目に酒井議員のページがございますけれども、このように、今現在なのですけれども、議会だよりの一般質問のページには、質問された議員の皆様の写真の下に会派名が記載されております。酒井議員のほうから無所属との表示、会派に無所属という形になっておりますので、このような表記をしているのですけれども、一般の方から、政党の無所属と捉えられてしまうことがあって、ここの表現を会派無所属もしくは無会派というような表現に変更することができないかというような話がございました。

こちらの会派につきましては、3人未満であっても、会派及び会派代表者会議の要綱に基づきますと、結成届を提出して会派等の名称を記載するという事は可能でありますという事は御本人に御説明をさせていただいたのですが、そういった届を提出する意思はないというようなことなので、今後も会派としては無所属のまま行くというようなお考えということです。

このまま結成届等を提出しない場合、議会だよりにつきまして、今後会派無所属という形の書き方に改めるというのも一つ、あるいは所属政党と会派の2段表記にするべきか、または、ほかにいろいろな議会だよりがこちらに送られてくるものを改めて見ますと、議員のお名前しか載っていないという議会だよりが結構多く見受けられるので、そもそもこういった表記が必要なのかどうかというところなどもございまして、この点につきましては、広報委員会の中でというよりは、議会運営委員会の中で御意見を伺った上で、広報委員会の中で決定してはどうかというような御意見があったもので、本日御報告をさせていただきました。

以上です。

○西山委員長 皆さんの御意見をいただきたいと思います。

石松委員。

○石松俊雄委員 私も、酒井議員とは理由が違うのですけれども、やっぱり違和感があったのです。笠間市議会にはないのですけれども、無所属という会派名をつけている議会が、無所属の会とか無所属クラブとか、短縮して無所属というのですけれども、特に無所属と書かれてしまうと無所属という会派が笠間市議会にあるのかなというふうに誤解をされるのではないかなというのはずだったのですけれども、うちの議会には無所属という会派がないからいいかなというふうに済ませてきたのですが、これ、本来であれば、無所属ですから、会派名、所属している会派があれば会派名を書くけれども、無所属の方というのは空白になるのが本来なのではないですか。これを無所属とわざわざ書くというのが私は違和感感じるのですよ。だから、無所属の人の表示の仕方を無所属なのだから空白にするというのが適切な表示ではないかなというふうに個人的にはそう思います。

○西山委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 何か法律的な縛りがあるのですか。

○西山委員長 根拠ですね。

○堀内議会事務局次長 会派につきましては、先ほどの、こちらの笠間市議会の会派及び代表者会議の要綱というものがございますけれども、この議会だよりの表現については、それぞれ自由に市議会のほうで、広報紙ということなので、市民の皆様に分かるような形でそれぞれつくられているところだと思っています。

○西山委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 別に法律規範がないのだったら、本人の希望でいいのではないですか。本人の希望で、政党を背負っている人であっても市の会派を名のる人もいるし、だから、法律的な縛りがないのだったら、本人の希望でいいのではないかと思います。

○西山委員長 当委員会の意見を求められているということなので、意見だけ集約したいと思いますので。

内桶委員。

○内桶克之委員 統一した考え方で行くと、本人の希望というのがどこまで本人の希望なのかというところがあると思うのですね。ですから、考え方を、そこは今まで会派名を書いていたということであれば、会派何々と書くのが一番いいので、それは本人が書きたくないというならば、無所属の場合はなしということもあり得る、その書き方の中で。ですから、それは、統一した考え方の中でやるべきだと思っています。統一した考え方の中で。ですから、委員長も無所属ということで委員長の考え方などもあるのかなと思うのですが、そこら辺どうなのかなと。

○西山委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 ちょっと別な議員とこの話出たことがあって、ここに載せる載せないに至る前として、結局、3人以上の会派、会派制度のところこれにこれがどう影響するかなというところになるのかなというのがあるが、要するに、2人だからみなし会派などということではなくて、1人でもみなし会派という考え方ができてしまったときどうするのですか。的などところにも来てしまうと思って、もう一度そこを、今日すぐにどうのこうのではなくて、もうちょっとこの辺、会派制度とここの表記の問題、今、石松委員のほうからあったように、いや私は無所属という会派だよというようなことを言う人が出てくるとまた難しくなる。ただ、それは、3人以上でないとなれないとするのか、その辺の話をもう一度考える時期というか、これは問題提起しているのかなとちょっと思いましたので、私が今何をどうのこうのというのは非常に難しい話なのであれなのですけれど、もう1回考えてもいいテーマなのかなと思います。

○西山委員長 石井委員、どうぞ。

○石井 栄委員 無所属という言葉がいいのか、一つは言葉の問題がありますね。無会派という言葉がいいのか。それは検討の余地があるのかなと。選挙のときに名のった政党を、

看板背負っている場合には、何かどうなのかなと思うこともありますけれども、無所属という言葉よりも無会派という使い方もあるのかなというふうに思いまして、今、畑岡委員が言ったように、今後の検討で、これで固定するのではなくて、今回も出さなくてはならないわけなので、検討を進めていって、今回これでいいということであれば出してしまつて、これが正しい表記かどうかについては、これから考えていったほうがいいのかなと、私は無会派のほうがいいのかと、今後は、そういうふうにも思います。

以上です。

○西山委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 酒井議員の意見は聞いてみましたか。

○西山委員長 先ほど言ったとおりです。

次長、もう1回確認。

○堀内議会事務局次長 酒井議員のほうからは、無所属ではなく、会派無所属という書き方とか無会派というような具体的な事例というか、それはおっしゃってありました。

○大貫千尋委員 無会派という言葉が出た。

○堀内議会事務局次長 そうです。無会派もしくは会派無所属のような、そういう、無所属という言葉だけだと政党無所属にも捉えられてしまうので、今のままではなく、会派無所属が無会派ということです。

以上です。

○西山委員長 暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時30分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、先ほど休憩中に意見がありました三つ（無会派、会派無所属、空白）の中から選択してもらうということでいかがかということで、広報委員会のほうに返します。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 ありがとうございます。

なければ、終了したいと思います、大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 分かりました。

それでは、本日の議会運営委員会を閉会といたします・・・。

〔「視察の件」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 視察の件につきましては、事務局と調整して、常任委員会と、会派だとか、広域の組合とかの研修を調整しながら、早急に進めますので、よろしく願います。

お知らせいたしますので。

それでは、以上で本日の議会運営委員会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午前 11 時 32 分閉会